

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月26日

【発行者名】 アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役会長 アンドリュー・ペッジ
(Andrew Pegge)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2535
エマニュエル・セルベ通り20番
(20, Boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド
(Arcus Japan Long/Short Fund)
(「アーカス・ジャパン・エル/エス・ファンド」と称することがある。)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成21年11月30日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況 (3) 運用実績	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況 (2) 運用実績	更新または追加
第2 財務ハイライト情報	2 ファンドの経理状況 (1) 資産及び負債の状況 「純資産計算書」 「運用計算書および純資産変動計算書」 「重要な会計方針の要約」の注記	追加
第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表	2 ファンドの経理状況	追加
第5 販売及び買戻しの実績	3 販売及び買戻しの実績	追加
第四部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他	(3) その他	追加
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ(Arcus Investment (Luxembourg) S.A.)(以下「管理会社」という。)により管理されるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド(Arcus Japan Long / Short Fund)(以下「ファンド」という。)の運用状況は以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(平成22年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 日本円	投資比率 (%)
株式	日本	2,769,255,915	74.73
先物	日本	72,573,430	1.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		864,077,876	23.32
合計(純資産総額)		3,705,907,221	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されているが、ファンド証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成21年2月1日から平成22年1月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額	1口当りの純資産価格
	円	
平成21年2月末日	2,513,416,662	18,504
3月末日	2,585,486,809	19,163
4月末日	3,179,981,057	20,265
5月末日	3,374,401,256	22,045
6月末日	3,470,267,299	23,260
7月末日	3,790,677,899	24,142
8月末日	3,856,962,643	25,287
9月末日	3,621,738,912	24,578
10月末日	3,731,777,678	24,413
11月末日	3,577,645,184	23,756
12月末日	3,643,231,975	24,478
平成22年1月末日	3,705,907,221	25,440

分配の推移

該当事項なし(平成21年2月1日～平成22年1月末日)。

収益率の推移

平成21年2月1日から平成22年1月末日までの1年間の収益率は以下のとおりである。

	(%)
収益率(注)	35.28

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成22年1月末日の1口当り純資産価格

b = 当該期間の直前の日(平成21年1月末日)の1口当り純資産価格

[次へ](#)

2 ファンドの経理状況

a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。ファンドの日本語の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定に準拠して作成されている。

ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。

b . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

純資産計算書

2009年11月30日現在

(単位：日本円)

資産

投資有価証券：

-取得原価	3,612,570,870
-未実現純損益	(699,077,740)
	2,913,493,130

現金：

-手元現金	198,654,626
-証拠金勘定	473,349,584

その他の資産：

-スワップ契約にかかる未実現利益	46,977,260
	3,632,474,600

負債

その他の負債：

-未払税金および未払費用	54,829,416
	54,829,416

純資産

3,577,645,184

一口当り純資産価格 23,756 円

発行済受益証券口数 150,599.00 口

注記は本財務書類と不可分なものである。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

運用計算書および純資産変動計算書

2009年6月1日から2009年11月30日までの期間

(単位：日本円)

期首現在純資産	3,376,465,719
収益	
投資有価証券からの収益	
-配当金、純額	17,114,583
預金利息、純額	211,412
	17,325,995
費用	
報酬：	
-投資運用報酬	13,478,001
-実績報酬	46,171,026
-代行協会員報酬	13,474,891
-中央管理報酬および保管報酬	5,854,420
その他の費用	
-年次税	908,171
-監査および法務報酬	3,112,988
-印刷および公告費	94,434
-一般管理費およびその他の費用	2,039,888
	85,133,819
運用純損益	(67,807,824)
以下にかかる実現純損益：	
-投資有価証券および先物の売却	152,400,830
-スワップ	97,109,126
実現純損益	181,702,132
以下にかかる未実現純評価益/(損)の変動：	
-投資有価証券	(15,524,993)
-先物	46,690,000
-スワップ	55,986,610
運用から生じた純資産の純増加/(減少)	268,853,749
資本の変動	
受益証券発行	506,928,472
受益証券買戻	(574,602,756)
	(67,674,284)
期末現在純資産	3,577,645,184

注記は本財務書類と不可分なものである。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

統計情報

2009年6月1日から2009年11月30日までの期間

受益証券

期首現在発行済受益証券口数	152,969.00
発行受益証券口数	21,264.00
買戻受益証券口数	(23,634.00)
期末現在発行済受益証券口数	150,599.00
一口当り純資産価格	日本円
最高価格	25,395 (2009年9月10日)
最低価格	22,141 (2009年6月2日)
期末現在	23,756

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

受益証券口数、純資産および
一口当り純資産価格の変動

日付	発行済 受益証券口数	純資産額	通貨	一口当り 純資産価格
2007年5月31日	221,012.00	7,336,393,528	日本円	33,195
2008年5月31日	234,787.00	6,881,477,898	日本円	29,309
2009年5月31日	152,969.00	3,376,465,719	日本円	22,073
2009年11月30日	150,599.00	3,577,645,184	日本円	23,756

[前△](#) [次△](#)

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

財務書類に対する注記

2009年11月30日現在

ファンドの説明

ルクセンブルグ大公国の法律に基づき契約型投資信託（“Fonds Commun de Placement”）として共同発起人であるロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッドおよび東京の三菱UFJ証券株式会社により組成されたアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）は、有価証券およびその他の資産の共有持分型投資信託であり、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社であるアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」という。）によって、共同所有者の利益のために管理される。

ファンドは、投資信託に関する2002年12月20日ルクセンブルグ法パートIIに基づき組成されている。

管理会社は、ルクセンブルグ法に基づく株式会社として、1999年3月23日に存続期間を無期限として設立された会社であり、ルクセンブルグ商業登記 Nr B 69 044に従い登記されている。その登記上の事務所は、エマニュエル・セルベ通り20、ルクセンブルグ L-2535に在する。

管理会社の定款は1999年4月19日に、ファンドの約款は1999年5月11日に、ルクセンブルグ大公国の官報である「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン・ドゥ・グラン・ダッチェ・ドゥ・ルクセンブルグ」（「メモリアル」）に公告された。約款は、2008年11月14日付で改訂された。

ファンドの投資目的は、日本企業に対して公正価値に焦点をあてたロングまたはショート（もしくはその両方）の投資を行うことで、安定かつ長期的な資本価値の増加を達成することである。

ファンドは、日本株に対して投資するのと同じエクスポージャーを有するスワップ契約を締結することができる。契約期間は、1か月を超えることはできない。

ファンドがある株式のロング・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を支払い、またファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式を保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払う責任を負う。

ファンドがある株式のショート・スワップ・ポジションをとる時には、原資産のポジションの大きさおよび行使価格が決定される。ファンドは、ファンドが原資産のポジションの大きさに等しい額の株式のショート・ポジションを保有していたと仮定した場合に達成されたであろう総収益（正または負の金額）に等しい額を受領するか支払い、また原資産のポジションの大きさに見合っ合意された利率に等しい金額を受領する（金利が低い場合には、ブローカー手数料が、ファンドが受領する利息額を超過することがある）。

重要な会計方針の要約

a) 投資有価証券の評価

公認の金融商品取引所で値付けされているかまたは定期的に取りが行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されている有価証券は、直近の入手可能な終値を基準に評価される。数か所の金融商品取引所または規制ある市場で値付けされている場合、当該有価証券の主要市場である金融商品取引所または規制ある市場における直近の入手可能な終値が適用される。ただし、当該価格が、時価を反映していない場合を除く。当該価格が有価証券の時価を反映していないと管理会社が考える場合には、これらの有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値を基準にして、管理会社により評価される。

公認の金融商品取引所または定期的に取りが行われていて公認かつ公開の他の規制ある市場で値付けされていない有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定した予想実現価値で、管理会社により評価される。

先物取引は、かかる先物取引が主に取引されている市場の直近の売却価格で評価される。

b) スワップの評価

スワップは、裏付けとなる有価証券の入手可能な直近の終値に基づく公正価値で評価される。

c) 投資有価証券売却にかかる実現純損益

投資有価証券売却にかかる実現純損益は、売却された投資有価証券の平均原価を基準に算出される。

d) スワップ契約にかかる実現純損益

スワップ契約にかかる実現純損益は、先入れ先出し基準により算出される。

e) 外貨換算

ファンドの会計帳簿および財務書類は、日本円で表示されている。日本円以外の通貨で表示されている預金口座およびその他の純資産は、投資有価証券の時価とともに、評価日の実勢為替レートで日本円に換算される。

日本円以外の通貨で表示される収益および費用は、支払日の実勢為替レートで日本円に換算される。為替差損益は、財務書類に含まれている。

日本円以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで換算される。

f) 創立費用および再編費用

創立費用および再編費用は、5年間にわたり定額法で償却される。2004年5月31日現在、かかる費用は全額償却済みである。

投資運用報酬

管理会社は、ファンドのために、アーカス・インベストメント・リミテッド（以下「投資運用会社」という。）と投資顧問契約を締結している。

管理会社および投資運用会社は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産額の純資産150億円以下の部分について年率0.75%および純資産150億超の場合超過部分の純資産について0.70%を月報酬として受領する権利を有する。

実績報酬

投資運用会社は、その業務に対し、超過収益（目論見書に定義されている。）の15%相当額の実績報酬を半年毎に受領する権利を有し、ファンドの資産から支払われる。

年次税

現行法規に基づき、ファンドは、各四半期末のファンドの純資産額を基準として四半期毎に支払われ計算される年率0.05%のルクセンブルグにおける年次税を課せられる。

ファンド受益証券の発行および買戻にかかる手数料

当初募集期間後、受益証券は、一口当り純資産価格で発行される。販売手数料が発生する場合、いかなる場合でも、受益証券が販売される国における法律、規則および慣行により認められる最高額を超過することはできない。

2009年6月1日から2009年11月30日までの期間について、買戻手数料は請求されなかった。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンド資産の中から、毎月末に当該月のファンドの日々の平均純資産総額の年率0.75%（純資産150億円以下の部分について）および0.80%（純資産150億円超の場合超過部分について）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎月末に日本において代行協会員を通じて販売されなかった受益証券、もしくは毎月末に受益者帳簿に代行協会員が名義人としてまたは自己名義で登録されていない受益証券に相当するファンドの純資産部分については支払われない。

証拠金勘定

473,349,584円にのぼる証拠金勘定は、スワップ契約から生じるコミットメントのための担保および先物取引のための担保として用いられている。

投資ポートフォリオの変動

2009年6月1日から2009年11月30日までの期間の有価証券ポートフォリオ変動の写しは、管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。

スワップ契約

2009年11月30日現在、ファンドは、以下の契約を締結している。

- ショート・スワップ契約

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
60,000	伊藤忠商事	36,480,000	593.00	608.00	911,370
6,000	三井住友フィナンシャルグループ	19,200,000	2,850.00	3,200.00	2,105,984
3,000	オリックス	19,590,000	5,980.00	6,530.00	1,656,106
(20,000)	ヤクルト本社	51,100,000	2,695.00	2,555.00	3,056,466
(120)	ソネット・エムスリー	36,720,000	286,600.00	306,000.00	(2,244,074)
(100,000)	サッポロホールディングス	45,700,000	418.00	457.00	(3,849,502)
(25,000)	麒麟ホールディングス	35,600,000	1,412.00	1,424.00	(294,284)
(22,000)	カゴメ	36,784,000	1,686.00	1,672.00	313,906
(60,000)	東燃ゼネラル石油	46,420,000	754.00	792.00	(1,153,559)
(112,000)	日本板硝子	28,000,000	219.00	250.00	(3,126,853)
(200,000)	住友金属工業	45,800,000	219.00	229.00	(1,494,377)
(33,000)	日本製鋼所	35,291,589	1,052.00	1,069.44	(573,574)
(85,000)	古河電気工業	32,640,000	320.00	384.00	(5,222,259)
(6,800)	ディスコ	33,796,000	4,980.00	4,970.00	105,345
(20,000)	三井海洋開発	34,120,000	1,654.00	1,706.00	(1,034,522)
(17,000)	日立建機	35,167,797	2,020.00	2,068.69	(822,401)
(55,000)	千代田化工建設	38,849,109	664.00	706.35	(2,310,289)
(50,000)	安川電機	36,150,000	647.00	723.00	(3,785,661)
(71,000)	明電舎	32,021,000	381.00	451.00	(4,942,177)
(6,000)	日本電産	45,960,000	7,590.00	7,660.00	(262,621)
(30,000)	フェローテック	30,330,000	810.00	1,011.00	(5,960,679)
(7,500)	ファナック	56,895,000	7,140.00	7,640.00	(3,356,292)
(240,000)	三井造船	58,800,000	213.00	245.00	(7,659,568)

数量	銘柄	想定元本 (日本円)	時価 (日本円)	行使価格 (日本円)	純損益 (日本円)
(160,000)	川崎重工業	34,720,000	210.00	217.00	(1,114,426)
(400,000)	三菱自動車工業	52,800,000	117.00	132.00	(5,898,023)
(10,000)	シマノ	35,700,000	3,610.00	3,570.00	414,161
(315,000)	みずほ信託銀行	25,830,000	79.00	82.00	(926,517)
(110,000)	みずほインベスターズ証券	9,020,000	83.00	82.00	119,707
(25,000)	三菱地所	33,500,000	1,345.00	1,340.00	280,379
(20,000)	住友不動産	32,880,000	1,495.00	1,644.00	(2,774,721)
(75,000)	東武鉄道	34,875,000	480.00	465.00	1,130,599
(50,000)	京浜急行電鉄	34,100,000	702.00	682.00	1,013,526
(160,000)	近畿日本鉄道	49,680,000	333.00	307.00	3,628,631
(50,000)	京阪電気鉄道	18,400,000	373.00	368.00	265,988
(18,000)	四国電力	44,010,000	2,585.00	2,445.00	2,977,066
(3,100)	ファーストリテイリング	54,374,000	15,680.00	17,540.00	(5,958,874)
(20,000)	ソフトバンク	41,600,000	2,070.00	2,080.00	(191,238)
		1,372,903,495			純損益 (46,977,259)

上記の純損益は、未収/未払利息およびブローカー手数料を含んでいる。

ショート・ポジションにかかる未実現純損失総額は(46,977,259)円であり、純資産計算書の「スワップにかかる未実現損失」に反映されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2009年11月30日

(単位: 日本円)

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
	株式					
	フランス					
90,000	日産自動車	日本円	38,701,918	626.000	56,340,000	1.6
	フランス合計		38,701,918		56,340,000	1.6
	香港					
176,000	伊藤忠商事	日本円	101,733,896	593.000	104,368,000	2.9
	香港合計		101,733,896		104,368,000	2.9
	日本					
100,000	穴吹興産	日本円	13,294,337	145.000	14,500,000	0.4
55,000	アーネストワン	日本円	19,431,667	1,020.000	56,100,000	1.6
32,600	アートネイチャー	日本円	25,705,142	703.000	22,917,800	0.6
13,000	朝日ネット	日本円	3,445,079	283.000	3,679,000	0.1
20,000	アスクル	日本円	36,886,159	1,607.000	32,140,000	0.9
30,000	東京センチュリーリース	日本円	26,406,826	889.000	26,670,000	0.7
8,000	シーエスロジネット	日本円	2,119,862	220.000	1,760,000	0.0
5,100	建設技術研究所	日本円	2,779,987	446.000	2,274,600	0.1
40,000	第一興商	日本円	36,859,116	1,022.000	40,880,000	1.1
100,000	大日本スクリーン製造	日本円	34,571,649	308.000	30,800,000	0.9
15,000	デンソー	日本円	25,265,839	2,415.000	36,225,000	1.0
430,000	DIC	日本円	55,887,396	138.000	59,340,000	1.7
45,000	エルピーダメモリ	日本円	60,067,049	1,065.000	47,925,000	1.3
30,400	イーエムシステムズ	日本円	12,769,240	417.000	12,676,800	0.4
2,600	フロント産業	日本円	1,052,460	463.000	1,203,800	0.0
300,000	富士火災海上保険	日本円	30,773,802	92.000	27,600,000	0.8
110,000	富士重工業	日本円	36,160,056	343.000	37,730,000	1.1
175	藤商事	日本円	14,333,716	107,700.000	18,847,500	0.5
45,000	富士通フロンテック	日本円	36,943,694	646.000	29,070,000	0.8
37,400	ハイレックスコーポレーション	日本円	31,132,174	756.000	28,274,400	0.8
120	インフォメーション・ディベロプメント	日本円	80,004	578.000	69,360	0.0
25,000	井上金属工業	日本円	13,297,607	424.000	10,600,000	0.3
265,000	いすゞ自動車	日本円	37,177,597	148.000	39,220,000	1.1
160	日本たばこ産業	日本円	44,177,261	255,800.000	40,928,000	1.1
130	ジョイント・リート投資法人	日本円	25,939,864	169,000.000	21,970,000	0.6
10,000	ジョルダン	日本円	4,520,401	726.000	7,260,000	0.2
18,400	常和ホールディングス	日本円	21,984,093	1,239.000	22,797,600	0.6
205	KDDI	日本円	111,470,309	467,000.000	95,735,000	2.7
700	クスリのアオキ	日本円	630,374	885.000	619,500	0.0
18,000	久世	日本円	9,229,140	340.000	6,120,000	0.2
90,000	レオパレス21	日本円	53,710,100	332.000	29,880,000	0.8
10,700	マックスバリュ東海	日本円	16,925,534	999.000	10,689,300	0.3
240,000	三菱ケミカルホールディングス	日本円	76,984,748	314.000	75,360,000	2.1
22,000	三菱商事	日本円	40,803,868	1,950.000	42,900,000	1.2
200,000	三菱レイヨン	日本円	53,789,339	370.000	74,000,000	2.1
71,000	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本円	38,794,656	482.000	34,222,000	1.0
30,000	三井物産	日本円	38,108,879	1,144.000	34,320,000	1.0
680,000	みずほフィナンシャルグループ	日本円	157,325,867	162.000	110,160,000	3.1
565	エムケーキャピタルマネージメント	日本円	58,920,759	28,600.000	16,159,000	0.5
22,300	ナフコ	日本円	28,261,663	1,550.000	34,565,000	1.0
120,000	ニチアス	日本円	41,083,194	307.000	36,840,000	1.0
80,000	新日鉱ホールディングス	日本円	38,047,559	339.000	27,120,000	0.8
21,000	日本電信電話	日本円	96,493,349	3,750.000	78,750,000	2.2
450,000	西松建設	日本円	38,198,228	108.000	48,600,000	1.4
20,000	日神不動産	日本円	7,229,697	372.000	7,440,000	0.2
4,795	ニッシン債権回収	日本円	26,432,875	1,806.000	8,659,770	0.2
180,000	野村ホールディングス	日本円	130,924,142	622.000	111,960,000	3.1
60	沖縄セルラー電話	日本円	10,788,309	156,500.000	9,390,000	0.3
10,000	オリックス	日本円	42,523,710	5,980.000	59,800,000	1.7
1,366	ピーシーデポコーポレーション	日本円	23,524,218	21,650.000	29,573,900	0.8
79	プレサンスコーポレーション	日本円	12,719,857	151,700.000	11,984,300	0.3

注記は本財務書類と不可分なものである。

株数 または 額面価額	銘柄	通貨	取得原価	有価証券 一単位当り 評価額	時価 (注記参照)	純資産 割合 %
34,200	リロ・ホールディング	日本円	30,420,750	1,190.000	40,698,000	1.1
33,000	ラウンドワン	日本円	63,264,326	510.000	16,830,000	0.5
289	サンヨーハウジング名古屋	日本円	24,193,396	72,100.000	20,836,900	0.6
8,000	西部電機	日本円	3,208,080	290.000	2,320,000	0.1
900	セブテーニ・ホールディングス	日本円	32,620,557	29,000.000	26,100,000	0.7
65,600	シダックス	日本円	24,290,856	325.000	21,320,000	0.6
41,000	島忠	日本円	82,774,695	1,865.000	76,465,000	2.1
300,000	新生銀行	日本円	26,492,066	106.000	31,800,000	0.9
35,000	昭和飛行機工業	日本円	63,708,046	535.000	18,725,000	0.5
64,500	スターツコーポレーション	日本円	15,266,072	250.000	16,125,000	0.5
110,000	住友商事	日本円	114,557,426	850.000	93,500,000	2.6
34,000	三井住友フィナンシャルグループ	日本円	124,065,756	2,850.000	96,900,000	2.7
1,022	T F Pコンサルティンググループ	日本円	39,773,968	48,700.000	49,771,400	1.4
14,400	トーマンデバイス	日本円	20,701,658	1,591.000	22,910,400	0.6
1,920	トーセイ	日本円	108,311,570	21,400.000	41,088,000	1.1
27,500	トランコム	日本円	31,892,190	1,400.000	38,500,000	1.1
41,500	トライステージ	日本円	39,270,756	2,550.000	105,825,000	3.0
121	ヴェレッジヴァンガードコーポレーション	日本円	29,999,813	320,000.000	38,720,000	1.1
8,500	ウェアハウス	日本円	6,055,820	404.000	3,434,000	0.1
140	ワッツ	日本円	8,493,040	108,000.000	15,120,000	0.4
160	西日本旅客鉄道	日本円	50,220,285	321,000.000	51,360,000	1.4
1,400	ヤフー	日本円	35,968,311	25,830.000	36,162,000	1.0
36,000	ヤマハ発動機	日本円	35,015,816	1,011.000	36,396,000	1.0
43,000	やすらぎ	日本円	7,971,706	317.000	13,631,000	0.4
85,000	よみうりランド	日本円	100,935,059	284.000	24,140,000	0.7
100,000	有楽土地	日本円	29,641,075	281.000	28,100,000	0.8
64,000	銭高組	日本円	27,071,038	138.000	8,832,000	0.2
	日本合計		2,982,166,582		2,643,916,330	73.9
	韓国					
187	ゲームオン	日本円	23,401,125	62,400.000	11,668,800	0.3
	韓国合計		23,401,125		11,668,800	0.3
	アメリカ合衆国					
900,000	あおぞら銀行	日本円	103,688,930	108.000	97,200,000	2.7
	アメリカ合衆国合計		103,688,930		97,200,000	2.7
	株式合計		3,249,692,451		2,913,493,130	81.4
	公認の証券取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		3,249,692,451		2,913,493,130	81.4
	その他の譲渡性のある有価証券					
	社債					
	日本					
1,400,000	アドテックス					
	CV 2ND LINE - 支払遅滞中	スイス・				
	0.125% 07.15.02 - 12.31.06	フラン	108,953,895	0.000	0	0.0
35,000,000	エスグラントコーポレーション 転換社債 - 支払遅滞中					
	0% 03.27.07 - 03.27.12	日本円	35,495,363	0.000	0	0.0
	日本合計		144,449,258		0	0.0
	社債合計		144,449,258		0	0.0
	株式					
	日本					
4,800	LDH - 売却不能有価証券	日本円	38,833,171	0.000	0	0.0
1,062,000	スルガコーポレーション - 倒産手続中	日本円	179,595,990	0.000	0	0.0
	日本合計		218,429,161		0	0.0
	株式合計		218,429,161		0	0.0
	その他の譲渡性のある有価証券合計		362,878,419		0	0.0
	投資有価証券合計		3,612,570,870		2,913,493,130	81.4
	現金 / (当座借越)				672,004,210	18.8
	その他の資産および負債				(7,852,156)	(0.2)
	純資産合計				3,577,645,184	100.0

注記は本財務書類と不可分なものである。

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券の地域別分類

2009年11月30日現在

(%)

国	純資産割合 %
日本	73.9
香港	2.9
アメリカ合衆国	2.7
フランス	1.6
韓国	0.3
投資有価証券合計	81.4
その他の資産と負債	18.6
純資産	100.0

アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド

投資有価証券の業種別分類

2009年11月30日現在

(%)

業種	純資産割合 %
持株会社および信販会社	15.7
各種貿易会社	7.7
不動産	7.5
銀行およびその他の金融機関	7.0
車両	6.6
データ通信	5.2
各種サービス	4.9
小売業	4.8
化学製品	3.8
建築および建築資材	3.0
運輸	2.5
ホテル、レストランおよびレジャー	2.3
電子および半導体	2.2
事務用品およびコンピューター機器	1.6
インターネットおよびソフトウェア・サービス	1.3
時計および時計製造業	1.1
タバコおよび酒	1.1
保険	0.8
電子技術および電子工学	0.6
繊維および衣料品	0.6
航空および航空産業	0.5
建設機械および装置	0.4
食品および清涼飲料	0.2
投資有価証券合計	81.4
その他の資産と負債	18.6
純資産合計	100.0

[前へ](#) [次へ](#)

3 販売及び買戻しの実績

平成21年2月1日から平成22年1月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成22年1月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

販売口数	買戻し口数		発行済口数		
	本邦内における販売口数	本邦内における買戻し口数	本邦内における発行済口数	本邦内における発行済口数	
44,762	100	37,510	21,328	145,671	91,699

[前へ](#) [次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は5,000万円で、平成22年1月末日現在全額払込済である。なお、1株100万円の記名株式50株を発行済である。

管理会社の設立以来、平成22年1月末日まで資本金の額の増減はない。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託のアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド一つのみを設定し、管理し、運用を行うことを専業とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、交換および交付ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎない。管理会社は、2002年12月20日付の投資信託に関する法律（改正済）の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、投資運用を投資運用会社であるアーカス・インベストメント・リミテッドに委託しており、またファンド資産の保管業務、管理事務、所在地事務、登録・名義書換および支払事務をバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパに委託している。

現在、管理会社は、他の投資信託の管理・運用を行っていない。

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[前へ](#) [次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定を適用して管理会社によって作成された財務書類の原文を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。

管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

b. 管理会社の原文の財務書類は日本円で表示されている。

[前へ](#) [次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
ソシエテ・アノニム

貸借対照表

2009年9月30日現在

(表示: 日本円)

資産	2009年	2008年
流動資産		
債権(注5)	3,290,076	4,619,001
預金および手元現金	58,983,904	50,450,227
	<u>62,273,980</u>	<u>55,069,228</u>
負債	2009年	2008年
資本金および準備金		
払込資本金(注3)	50,000,000	50,000,000
株式払込剰余金	200,000	200,000
	<u>50,200,000</u>	<u>50,200,000</u>
債務		
1年以内に期限が到来する債務		
未払投資顧問報酬およびその他の未払費用(注7,8)	12,073,980	4,869,228
	<u>62,273,980</u>	<u>55,069,228</u>

添付の注記は、本年次財務書類と不可分なものである。

(2) 損益の状況

アーカス・インベストメント(ルクセンブルグ)エス・エイ
ソシエテ・アノニム

損益計算書

2009年9月30日に終了した年度

(表示: 日本円)

費用	2009年	2008年
投資顧問報酬(注7)	107,147,561	61,722,266
その他の費用(注8)	5,828,731	5,967,844
	<hr/>	<hr/>
	112,976,292	67,690,110
	<hr/>	<hr/>
収益	2009年	2008年
管理報酬(注5)	28,641,051	67,596,405
実績報酬(注6)	84,335,241	93,705
	<hr/>	<hr/>
	112,976,292	67,690,110
	<hr/>	<hr/>

添付の注記は、本年次財務書類と不可分なものである。

[前へ](#) [次へ](#)

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
ソシエテ・アノニム

年次財務書類に対する注記

2009年9月30日

注1－一般事項

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグの会社法に基づく有限会社（「ソシエテ・アノニム」）として、1999年3月23日に設立された。当社は、ロンドン市EC2V 7RS ウッド・ストリート88に所在するアーカス・インベストメント・リミテッドの完全子会社である。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL-2535、エマニュエルセルヴェ通り20に所在している。当社は、商業登記番号B 69.044.で登記されている。当社の社会的な目的は、投資信託であるアーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド（以下「ファンド」という。）の管理運用である。

注2－重要な会計方針

外貨換算

当社は日本円で帳簿を記帳しており、年次財務書類は、以下の重要な会計方針を含むルクセンブルグの法規に準拠して作成されている。

外貨での取引は、取引日の実勢為替レートで日本円に換算されている。外貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートで日本円に換算されている。実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に反映されている。

収益の認識

収益は、当社が獲得する都度認識される。

注3－払込資本金

5千万円の払込資本金は、一株当たり額面100万円の株式50株に分割された。

注4－法定準備金

当社は、ルクセンブルグの会社法に基づき、法定準備金が払込資本金の10%に等しい金額になるまで、繰越損失控除後の年間純利益のうち最低でも5%を法定準備金に充当することが義務付けられている。法定準備金は分配することはできない。

当社は、ロンドンのアーカス・インベストメント・リミテッド（以下「親会社」という。）に収益を支払っており、損益を計上していないため、法定準備金の残高はない（注記7を参照のこと）。

注5－管理報酬

当社は、ファンドに対する管理サービス提供の対価として、管理報酬を毎月払いで受領する。かかる報酬は、該当する月中のファンドの日々の平均純資産額の0.75%（純資産150億円以下の部分について）、および0.70%（純資産150億円超の場合超過部分の純資産について）に相当する金額である。また当社は、ファンドから5,892,071円（2008年：20,779,883円）の支払事務代行報酬を受領した。

注6－実績報酬

当社は、半年毎に計算されて支払われる実績報酬を受領することがある。かかる報酬は、ファンドが達成した超過収益の15%に相当する金額である。

実績報酬の計算方法の詳細は、ファンドの目論見書に記載されている。

注7－投資顧問報酬

1999年4月9日に締結された投資顧問契約の条項に基づいて、当社はアーカス・インベストメント・リミテッドにより、業務について助言を受けている。

親会社は、当社が受領した管理報酬および実績報酬の支払いを受ける権利を有する。その結果、当社は、当社の業務関連費用控除後の収益を全て支払っている。

2009年9月30日現在、未払金6,688,007円は、親会社に対して支払うべき金額であり、貸借対照表において「債務」の項目に計上されている（2008年9月30日現在、未収金1,745,997円は、親会社が支払うべき金額であり、貸借対照表において「債権」の項目に計上されている。）。

注8－取締役報酬

その他の費用には、2008年および2009年に終了した年度の取締役報酬が含まれている。2009年9月30日現在、当該報酬は、当社から未だ支払われていない。

注9－税金

年次税

当社は、単独のUCIつまりファンドの管理運用を行っているため、特権税の地位を有している。従って、当社はいかなる税金、資本税または富裕税から免除されている。

[前へ](#) [次へ](#)

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.
 Société Anonyme
BALANCE SHEET
 September 30, 2009
 (expressed in Japanese Yen)

ASSETS	2009	2008
Current assets		
Debtors (Notes 5)	3,290,076	4,619,001
Cash at bank and in hand	58,983,904	50,450,227
	62,273,980	55,069,228
	62,273,980	55,069,228
	2009	2008
LIABILITIES		
Capital and reserves		
Subscribed capital (Note 3)	50,000,000	50,000,000
Share premium	200,000	200,000
	50,200,000	50,200,000
Creditors		
Creditors due within one year:		
Advisory fee payable and other expenses (Note 7,8)	12,073,980	4,869,228
	62,273,980	55,069,228
	62,273,980	55,069,228

The accompanying notes are integral part of these annual accounts

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.
Société Anonyme
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
For the year ended September 30, 2009
(expressed in Japanese Yen)

CHARGES	2009	2008
Advisory fee (Note 7)	107,147,561	61,722,266
Other charges (Note 8)	5,828,731	5,967,844
	<hr/>	<hr/>
	112,976,292	67,690,110
	<hr/>	<hr/>
	<hr/>	<hr/>
INCOME	2009	2008
Management fee (Note 5)	28,641,051	67,596,405
Performance fee (Note 6)	84,335,241	93,705
	<hr/>	<hr/>
	112,976,292	67,690,110
	<hr/>	<hr/>
	<hr/>	<hr/>

The accompanying notes are integral part of these annual accounts

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.
Société Anonyme
NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS
For the year ended September 30, 2009
(expressed in Japanese Yen)

NOTE 1 – GENERAL

Arcus Investment (Luxembourg) S.A. (the “Company”) was incorporated on March 23, 1999 as a limited company (“société anonyme”) under Luxembourg company law. It is a wholly owned subsidiary of Arcus Investment Limited, located at 88 Wood Street EC2V 7RS, London.

The registered office of the Company is located 20, boulevard Emmanuel Servais, L-2535 Luxembourg. The Company is registered under the trade register number B 69.044. Its social object is the administration and management of the undertaking for collective investment ARCUS JAPAN LONG/SHORT FUND (the “Fund”).

NOTE 2 – SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Foreign currency translation

The Company maintains its books and records in Japanese Yen (JPY) and the annual accounts have been prepared in conformity with applicable legal requirements in Luxembourg including the following significant accounting policies:

Transactions in foreign currencies are translated into JPY at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into JPY at the balance sheet date exchange rate. Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Income recognition

Income is recognised as and when earned by the Company.

NOTE 3 – SUBSCRIBED CAPITAL

The subscribed capital amounts to JPY 50,000,000 divided into 50 shares with a par value of JPY 1,000,000 each.

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.
Société Anonyme
NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS
For the year ended September 30, 2009
(expressed in Japanese Yen)

NOTE 4 - LEGAL RESERVE

Under Luxembourg company law, the Company is required to appropriate to legal reserve a minimum of 5% of its annual net profit after deducting any losses brought forward until this reserve equals 10% of the subscribed capital. The legal reserve may not be distributed.

The balance of the legal reserve is nil because the Company cedes back its income to Arcus Investment Limited (the “Mother Company”) in London and does not book any result (refer to Note 7).

NOTE 5 - MANAGEMENT FEE

The Company receives a management fee payable monthly for the management service provided to the Fund. The fee amounts to an annual rate of 0.75% (on the amount of the Net Asset Value up to JPY 15 billion) and 0.70% (on the amount of the Net Asset Value exceeding JPY 15 billion, if any) of the average daily Net Asset Values of the Fund during the relevant month. In addition, the Company received from the Fund a paying agent fee for an amount of JPY 5,892,071 (2008: 20,779,883).

NOTE 6 - PERFORMANCE FEE

The Company may receive a performance fee calculable and payable semi-annually. The fee amounts to 15% of the excess return, if any, achieved by the Fund.

The detailed performance fee calculation method is described in the prospectus of the Fund.

Arcus Investment (Luxembourg) S.A.
Société Anonyme
NOTES ON THE ANNUAL ACCOUNTS
For the year ended September 30, 2009
(expressed in Japanese Yen)

NOTE 7 - ADVISORY FEE

Under the term of an Investment Advisory Agreement concluded on 9th April 1999, the Company is advised in its task by Arcus Investment Limited.

Arcus Investment Limited is entitled to a retrocession of the management fee and the performance fee received by the Company. As a result, the Company cedes back its income in its entirety after having removed the charges relating to its own activity.

As of September 30, 2009, a payable of JPY 6,688,007 is due to the Mother Company and is recorded under the balance sheet caption "Creditors" (as of September 30, 2008, a receivable of JPY 1,745,997 was due by the Mother Company and was recorded under the balance sheet caption "Debtors").

NOTE 8 - DIRECTORS FEES

Other charges include director fees for the years 2008 and 2009. As of September 30, 2009, these fees are still payable by the Company.

NOTE 9 - TAXES

Annual taxation

Since the Company administrates and manages one single UCI which is the Fund, it has a privileged tax status. Therefore, the Company is exempt from any taxes, capital taxes or net worth taxes.

[前△](#)

独立監査報告書

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

我々は、2009年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度についての損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の注記で構成される、アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの年次財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、年次財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、年次財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、年次財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、経営陣が採用する会計方針および行った会計上の見積りの合理性についての評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、添付の年次財務書類は、2009年9月30日現在のアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
独立監査人
[署名]
イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2009年12月1日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Arcus Investment (Luxembourg) S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Arcus Investment (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 30 September, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors ' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "réviseur d'entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "réviseur d'entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "réviseur d'entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Arcus Investment (Luxembourg) S.A. as of 30 September, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur d ' Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, December 1, 2009

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査報告書

アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
株主各位

我々は、2008年9月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度についての損益計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の年次財務書類に対する注記で構成される、アーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの年次財務書類を監査した。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、本年次財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の策定、実施および維持、適切な会計方針の選択と採用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの年次財務書類に対して意見を表明することである。我々は、公認監査人協会によって適用された国際監査基準に従って監査を実施した。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、年次財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求している。

監査には、年次財務書類の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、年次財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の年次財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。

監査はまた、経営陣が採用する会計方針および行った会計上の見積りの合理性についての評価とともに、年次財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信する。

意見

我々は、添付の年次財務書類は、2008年9月30日現在のアーカス・インベストメント（ルクセンブルグ）エス・エイの財政状態ならびに同日に終了した年度についての経営成績を、年次財務書類の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、真実かつ公正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
独立監査人
[署名]
イザベル・ニックス

ルクセンブルグ、2008年11月28日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the Shareholders of
Arcus Investment (Luxembourg) S.A.

We have audited the accompanying annual accounts of Arcus Investment (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at September 30, 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the annual accounts.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error, selecting and applying appropriate accounting policies, and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Arcus Investment (Luxembourg) S.A. as of September 30, 2008, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

ERNST & YOUNG
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Isabelle NICKS

Luxembourg, 28 November, 2008

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。